

(案)

勝山市立中学校再編準備委員会開催要綱

(委員会)

第1条 勝山市立中学校再編準備委員会（以下「委員会」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 教育委員会は、委員会において議決された内容を周知する。

(専門部会の会議)

第2条 専門部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聴くことができる。

----(ワーキングチーム)--

第3条---専門部会の協議について学校教育に関するより具体的な意見を反映させるためワーキングチームを置く。---

-2---ワ---キン-ダチ---ムのメンバー--は勝山市立小中学校及び勝山高等学校教職員から--選考し、--委員長が選任する。--

-3---メンバー---の任期は委嘱の日から検討及び協議が終了するまでとする。---ただし、---欠員のために新たに委嘱されたメンバーの任期は前任者の残任期間とする。-----

-4---ワーキングチームの会議は委員長が招集する。--

(会議の公開等)

第4条 委員会は、公開する。ただし、委員長が判断したときは、これを公開しないことができる。

2 専門部会及びワーキングチームの会議は、非公開とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

この要綱は、令和7年4月28日から施行する。